一般名処方加算について

令和6年6月1日

当院では患者様への医薬品が、安定して供給されるよう取り組んでいます。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。これにより医薬品に関して、特定の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の有効成分の名称をもとにした一般名処方(加算)を行う場合があります。一般名処方は有効成分、効能が同じであれば、患者様が自由にお薬を選ぶ事が出来ます。そのため保険薬局において、患者様にお薬の希望確認を行う場合があります。

この一般名処方のメリットは、お薬の安定供給だけでなく、患者様が 後発医薬品(ジェネリック)を選択する事ができ、経済にも負担が軽 くなります。 ご不明な点等は医師、薬剤師までご相談下さい。

2024年 6月 1日より診療報酬改定により点数変更されています。

- **一般名処方加算1** 7点 → 10点
 - ※ 後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方されている場合
- **一般名処方加算2** 5点 → 8点
 - ※ 後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般名処方された場合

千葉徳洲会病院